

○ 徳島大学工学部 正員 定井 喜明
徳島県土木部 正員 柏尾 達也
四国電力 K.K. 正員 山本 尚明

§1. 研究の目的 河川流域住民は、河川に、従来の治水・利水の機能以外、日常生活のオープンスペース、自然、レク・スポーツ、景観の場としての機能と効用を求めるに至り、河川へのニーズは多様化している。しかるに、それを充足するための河川事業は、住民の拒否反応に会い、停滞と難行を余儀なくされている。このような事態に鑑み、本研究は、吉野川の流域住民の、吉野川に対する意識、行動、評価を調査し、その構造システムと影響要因を解明して、流域住民のニーズに即応した河川事業内容や、円滑かつ効果的な事業推進方策を析出することにより、広く一般公共事業の効率的実施推進に資さんとするものである。

§2. 吉野川に対する住民の意識構造システム

吉野川に対する流域住民の観察、経験、意識、行動、知識の要因で、カテゴリーを二つに集約できる30要因を選んで、数量化理論Ⅲ類により分析した結果を図示したのが、図-1と図-2である。各要因の因子負荷量から、第Ⅰ軸は治水事業的・日常的認識軸を、第Ⅱ軸は抽象的・具体的評価軸を、第Ⅲ軸は観察的・体験的経験軸を表わしているといえることがわかった。そして、これら三つの骨格軸によって、四つのグループ、すなわち、吉野川に対する「抽象的（観察的）評価群」、「体験的（具体的）評価群」、吉野川における「治水事業的認識群」および「日常的認識群」に分けられることが析出できた。この流域住民の意識構造システムを表示すると、表-1のようになる。表-1においてアンダーラインを引いた要因は、代表的要因の代表といえる。また、Automatic Interaction Detector 法を用い、「総合満足度」と「改修か自然保護か」を外的基準にして、クラスター分析してみると、このような吉野川に対する意識は、すべて、この四つの構造群の組合せとその強弱によって演出されていることが裏づけされた。

§3. 総合満足度からみた河川事業内容

AID法分析によって「総合満足度」は「日常的認識群」の要因群に余り左右されないことがわかったので、他の三つの群に属する10要因を選び、「総合満足度」における「満足」、「普通」および「不満」の三つを外的基準として、数量化理論Ⅲ類により単別分析ならびにクロス集計分析を行った結果、図-3に示したように、「総合満足度」への主要影響要因は、「吉野川の水質」「堤防、ダムへの信頼度」「水害の危機感（排水状況）」および「居住地（上流地域）」の四つである。

図-1 数量化理論Ⅲ類による
要因の2次元配置（第Ⅰ軸、第Ⅱ軸）

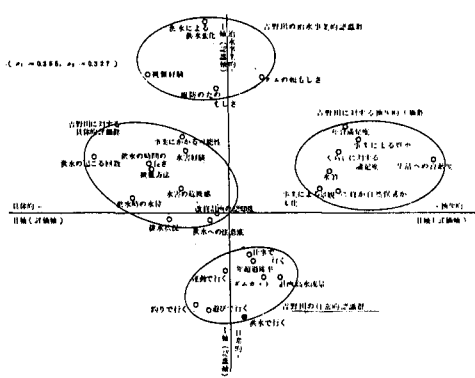


図-2 数量化理論Ⅲ類による
要因の2次元配置（第Ⅰ軸、第Ⅲ軸）

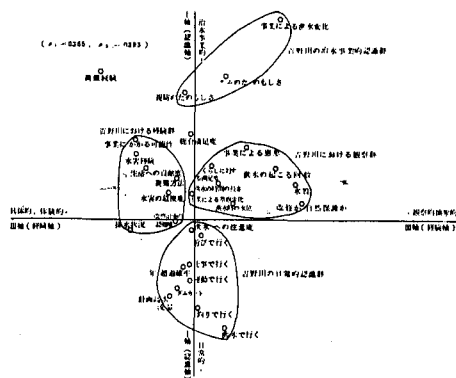


表-1 吉野川に対する住民意識構造システム

骨格軸	群（クラスター）	判別の代表的要因
Ⅰ 認識軸	1. 抽象的評価群	水質、事業による恩恵、総合満足度
	2. 治水事業的認識群	事業による洪水氾濫、堤防、ダムの頼もしさ
Ⅱ 評価軸	3. 日常的認識群	排水、出水状況による接触感、ダム、カット
	4. 体験的評価群	水害経験、事業にかかわる可能性、排水状況、水害の危機感、避難方法

S4. 河川事業推進方策 吉野川流域住民の「公共事業難行の原因意識」の内容を外的基準にして、数量化理論Ⅱ類分析、クロス集計分析を行った結果を統括すると表-2のとおりである。この表から「事業難行の原因意識」を規定する最大の要因は、「改修が自然保護が」であり、しかも、改修優先の人が難行原因を「社会的連帯感が低い」「補償不十分」とする人に割合的に多いといえる。また、この二つの原因意識を持つ人は、AID法分析により、第1分割要因「改修が自然保護が」で改修優先、第2分割要因「改修計画」で知っている、第3要因「計画高水量」で知っている人に多いことがわかった。従って、事業推進方策は流域住民に対し「改修が自然保護が」と「河川事業」について正しい認識と知識を持たすことといえる。次に、「用地買収への態度」について数量化理論Ⅱ類による分析結果を示すと、表-3のとおりである。この表から、用地買収に際し「積極的協力、適正価格なら応ずる」の良識派は「川への考え方」、「事業による恩恵」について正しい認識を持ち、改修優先論者に割合的に多いことがわかる。また、この用地買収への良識派はAID法分析の結果、第1分割要因「改修が自然保護が」で改修優先の人、第2分割要因「改修計画」で知っている人に割合的に多いこともわかった。次に「住民参加への態度」について数量化理論Ⅱ類とクロス集計による分析の結果を統括して、表-4に示す。この表からも分るように「住民参加への態度」を規定する重要要因は「川に対する考え方」「事業難行の原因意識」「改修が自然保護が」の三つであるから、また、AID法分析によると第1分割要因は「計画高水量が効果的な河川事業推進方策は、「河川事業」へのため、マスコミの協力を得て、見学会、座談会、公しえないことと洞察される。参考文献：近畿地

